

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたっては、地元自治体や住民等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、住民との相互理解のもとで事業を実施すること。
- ② 今後の環境影響評価の手続きで、環境影響を回避又は十分に低減できないことが判明した場合は、対象事業実施区域及び風力発電施設について、削減や位置の再検討を行うこと。

(2) 事業計画について

- ① 対象事業実施区域周辺で建設中の風力発電施設との累積的な影響について、影響が生じる恐れのある環境影響評価の項目毎に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業計画を検討すること。
また、事業に付帯する鉄塔や道路等の送電関連施設による環境影響と総合的に調査、予測及び評価を実施すること。
- ② 対象事業実施区域には、山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域が存在するほか、近隣の給水設備では地下水を利用していることから、事業計画に際しては水脈の枯渇や濁り等が施設に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ③ 対象事業実施区域の地形は中・急斜面であり、表層地質は石炭を含んだ礫岩・砂岩・泥岩からなる固結堆積物で比較的柔らかい地層と見られる。そのため、工事に伴う土砂災害や雪崩の誘発のほか、濁水の発生の恐れが懸念されることから、十分な調査を実施し、安全性の高い事業計画の検討を行うこと。
また、近隣には保育園や小中学校があることから、工事関係車両の走行計画は安全を最優先とすること。
- ④ 対象事業実施区域及び周辺には、多数の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、特に「麓山遺跡」は風車設置予定範囲に近接していることから、事業計画に際しては関係機関と事前協議を実施すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音、風車の影等について

対象事業実施区域周辺には、保育園、小中学校及び住宅等の配慮が必要な施設が存在していることから、騒音及び振動に係る調査地点は、必要に応じて追加や変更を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、風車の影による住宅や農地等への影響を定量的に予測し、必要に応じて影響の回避又は低減策を講じるとともに、風力発電施設による電波への影響についても調査し、影響が生じる場合は回避すること。

(2) 動物、植物及び生態系について

- ① 対象事業実施区域周辺には、県指定文化財天然記念物「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」やラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」が存在していることから、鳥類やコウモリ類、希少動物の生態について専門家等の知見及び最新の情報を参考に調査し、事業による影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺ではツキノワグマが多く目撃されており、土地の改変による生息地の消失や分断等により人里への出没が増加し、人的被害や農作物被害が懸念されることから、他の国内事例や専門家等の知見も踏まえ十分な対策を講じること。

- ② 対象事業実施区域周辺には、国指定文化財天然記念物「三瀬気比神社社叢」などの自然度の高い植生が存在しており、事業による影響が懸念される。そのため、発電施設の規模や配置は、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにし、植物及び生態系への影響が回避又は低減される事業計画とすること。

(3) 景観について

大山公園は、山形県景観条例に基づく眺望景観資産に指定されていることから、眺望景観の変化の程度予測の調査地点（視点場）の位置の設定に際しては、公園指定管理者及び地元自治体と事前に調整すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域には、東北自然歩道やつるおか森の散歩道が存在しており利用者が多いことから、環境影響評価準備書の縦覧手続きに先立ち、事業実施による環境影響の説明を管理者に行うこと。